

令和2年2月藤枝市議会定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

令和2年3月19日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案6件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第2号議案「令和2年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算」について、申し上げます。

初めに、「歳入の5款1項1目一般会計繰入金中、その他繰入金、いわゆる法定外繰入金が前年度に比べ約800万円増加している理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「いわゆる赤字補てん分を今回3,560万円ほど計上してある。歳入において、被保険者減少に伴い税込及び県支出金等が減少する一方、歳出が高度医療等の影響で必ずしも比例して減少するのではないことによる。今後、県の本算定や税収入の確保により、赤字繰入をなくしていく。」という答弁がありました。

次に、歳出の1款1項1目一般管理費中、国保事業趣旨普及費について、「ジェネリック医薬品の普及が言われ始めて約10年が経過している。現在の状況を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「ジェネリック医薬品の普及は進んでいると感じている。国から、ジェネリックが出ている医薬品に関しては、概ね80%を適用するよう指導がある。しかし、そ

れが給付費の抑制につながっているかと言えば、実際には、ジェネリック活用で積み上げた医療費の削減分を高額な医薬品の使用で打ち消してしまうというのが現状である。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第5号議案「令和2年度藤枝市介護保険特別会計予算」について、申し上げます。

初めに、「歳出の1款3項1目介護認定審査会費について、委員人数は今年度と変わらないが、報酬が減額となっている理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「審査会は、19合議体・委員76名で変わらないが、介護認定期間の延長などにより、来年度に限っては、審査見込件数が減少するため、それに合わせて予算も減額となった。」という答弁がありました。

次に、「歳出の4款3項1目一般介護予防事業費中、介護予防体操普及啓発事業費について、内容及び今後の予定を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「介護予防体操については、全国にいろいろあるが、藤枝市として地域課題に合わせた独自の体操を、

スポーツ振興課など庁内の関係各課と連携し、市民団体など市民の意見を聞きながら作ることで、自分たちの体操と感じてもらおう。来年度は、DVDやCDを作成し、市民への普及啓発を行う。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第6号議案「令和2年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第8号議案「令和2年度藤枝市病院事業会計予算」について、申し上げます。

初めに、「平均在院日数について、令和元年度の目標と現時点での実績、令和2年度の目標を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今年度の目標は12.8日に対し、1月末時点の実績は12.5日となっている。来年度については、現在、診療報酬改定の内容を確認する中で精査中である。」という答弁がありました。

次に、「病床稼働率に対する看護師の充足状況と離職率及び今後の看護師の増員について伺う。」という質疑があり、

これに対して「病床稼働率が85%から86%になってくるとかなり厳しい状況ではあるが、引き続き業務改善に取り組みながら対応していく。また、離職率は6.7%であり、他の病院と比較して低い状況であるが、新人の離職が増えているため、離職防止に向け研修等を行うとともに、継続的に看護師募集を行うことで、人材確保に努めていく。」という答弁がありました。

最後に、「がんに強い病院への体制強化として、手術室増築と患者負担の少ない低侵襲手術を可能にする手術支援ロボットの購入が予算計上されているが、術者である医師の育成方法及び導入分野を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「医師の育成については、すでに導入している大学の医局等と連携して行い、呼吸器系から導入する予定である。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第28号議案「藤枝市れんげじスマイルホール条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より「令和3年度から指定管理に移行するための条例改正だが、指定管理者制度導入のメリットについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「民間事業者の発想を取り入れることで、リニューアルした施設や遊具を生かした魅力的な事業の実施が期待できるほか、きめ細やかなサービスの提供による利用者の満足度の向上につなげることができる。更に、5年程度の長期での委託となるため、安定的な管理運営や計画的な事業実施が見込めると考えている。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。